

平成31年第1回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成31年1月10日、14時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第1回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三		

(※20番から23番は、代表推進委員)

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石橋 一良
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	寺岡 滝治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大山 豊揚

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成31年第1回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員19名、推進委員4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に11番手島委員、12番畑委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。4頁まで計21件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から21番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
- 議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から21番について、これを受理いたします。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 5頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課 (大山) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 (寺岡) 「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (寺岡) 審議番号2番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。
それでは、審議番号1番から2番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
- 議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から2番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。11頁まで6件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5 番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。契約は売買、権利移転の理由として、譲受人の経営拡大、譲渡し人は高齢で管理ができなくなっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明いたします。契約は売買、譲受人は経営拡大、譲渡し人は経営縮小で農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) ちょっと質問しますが。譲受人の方は、〇〇町の〇〇ちゅうところで〇〇から入ったかなり山の奥、かなり奥だと思ひますが、こちらの方に1町7反ありますが、地元の方にあるのですか、それともこの1枚だけを買われるのですか。
- 議 長 15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 譲受人は甘木出身の方の娘さんで、現在も杷木の方で農地は持たれているそうです。
- 議 長 事務局。
- 事務局 (松尾) 〇〇さんの経営面積 17,000㎡につきましては、全て〇〇町です。杷木の方に持たれてあるのは、親族の方の農地ですが作ってありますが、正式の貸し借りではありませんので耕作面積には含まれておりません。
- 議 長 17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 耕作距離、時間はどうなっているのか。
- 事務局 (松尾) 申請によれば、時間内にはなっています。
- 議 長 17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 杷木のほうでも耕作してあるとの事ですが、機械等はどうなっているのでしょうか。
- 議 長 穴見委員。
- 15番 (穴見委員) そこまでは確認していません。
- 議 長 事務局、そこはどげんですか。
- 事務局 (松尾) 杷木の方の農地については、契約がなされていませんでしたので機械についてまで確認はしておりません。申請地について、許可が出れば今後、こちらの方で機械を準備していきたいとは伺っております。
- 議 長 1番藤原委員。
- 1 番 (藤原委員) 通作されても、機械がわからなければ耕作はできないと思ひますが、機械が入って判断すべきではないでしょうか。
- 議 長 14番櫻木委員。
- 14番 (櫻木委員) 先ほど、杷木の方で作られているとの事でしたが、杷木の方では何を作られているのでしょうか、作られているのなら機械もあると思ひますが、杷木の方で実際、作られ

てないなら申請地でも作られないと思いますがどうでしょうか。

議 長

17番樋口委員。

17番

(樋口委員) 杷木の土地について、振興課を通して利用権設定の指導はできないのか。

議 長

事務局。

事務局

(松尾) 申請について、行政書士を通じての申請ですので杷木の方で耕作されているとはお聞きしましたが、そこまでの指導はおこなっていません。

議 長

17番樋口委員。

17番

(樋口委員) 朝倉市の農地を借りていただくように指導をしてもらいたいが。

議 長

今後ある場合は、指導をお願いしたいとの意見です。

事務局

(松尾) 今後は、注意して受付をしたいと思います。

議 長

14番櫻木委員。

14番

(櫻木委員) 先ほど、15番委員よりイチジクを作るという事ですが、もしもとよみつひめであれば大分の方が作るようになるのですか。違う品種ならよいが。

(「とよみつひめは福岡県の奨励品種です。」という者あり。)

議 長

伊藤委員。

18番

(伊藤委員) 事務局からの通知には、担当地区に該当がある委員の方は必ず現地を確認し、委員さんは、かならず申請者の方より話を聞いて定例会に望んでください。我々の仕事は事前に議案書も10日前までに来ますので、十分に調査し申請者より話を聞くことが大事ではないかと思えます。

議 長

ありがとうございます。

事務局

(局長) 申し訳ございませんが、2番について少しお時間を頂いた方が良いと思いますがよろしいでしょうか。

議 長

それでは、次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番

(田中委員) 審議番号3番について説明いたします。契約は売買です。譲受人の申請理由は、現在借りている農地を購入するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

不 明

(「ありません。」と呼ぶ者あり)。

議 長

なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。7番原野委員。

7番

(原野委員) ○○さんは、現在、耕作されているのですが。

議 長

17番樋口委員。

17番

(樋口委員) 申請地は、どなたが作られているのか。

議 長

事務局どうぞ。

事務局

(松尾) 現在、申請地について、申請人が借りて耕作されている場所を今回、取得する申請となっております。

議 長

17番樋口委員。

17番

(樋口委員) 借りてあるという事は利用権設定かなにかされてあるのですか。

議 長

事務局。

事務局

(松尾) 現在、利用権設定がなされています。

不 明

(「それでは、利用権設定を抜かなくてはいけないのでは、返さんでいいと。白紙に戻して買わないかん。」というものあり。)

議 長

事務局。

事務局

(松尾) 利用権設定をされている農地の場合、違う方が買われる場合は解約(利用権)をしていただいています。同じ方が買われる場合は、解約をする必要がありません。借受人と買われる方が同じですので誰の権利も阻害しないということで解約は必要ありません。

議 長

他に、意見等ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3 番 (田中委員) 審議番号4番について説明いたします。契約内容は売買。譲受人による規模拡大のため、譲渡し人については、経営縮小によるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

議 長 ないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人は相手方の要望によるものです。譲渡し人は経営縮小で、譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、11頁、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号6番について説明いたします。契約内容は売買、譲受人は経営拡大、譲渡し人は後継者がいないためとなっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 次に、推進委員より補足説明はございませんか。

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

議 長 ここで、休憩いたします。15時10分より再開いたします。

(休憩：15時00分から15時10分)

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。

議案第4号「農農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案書により説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、植林、理由は、山間の農地で高齢でもあり耕作できないため、植林を行い山林として利用するものです。その他の農地、第2種農地、農用地区域外農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、植林、理由は、山間の農地で高齢でもあり耕作できないため、植林を行い山林として利用するものです。その他の農地、第2種農地、農用地区域外農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、植林、理由は、山間の農地で高齢でもあり耕作できないため、植林を行い山林として利用するものです。その他の農地、第2種農地、農用地区域外農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番 (森部委員) 審議番号4番について説明します。転用の目的、農業用倉庫、理由は、農業用倉庫が手狭となったため、自宅横に農業用倉庫を建設するものです。第1種農地、農用地区域外、農業用施設に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (水落) 14頁をお願いします。議案朗読をもって説明。15頁まで5件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、集合住宅、転用の理由、アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。ここは、下水が通ってませんので、生活排水は合併浄化槽へ流します。水利関係者の承諾もいただいております。農地法の運用、市役所から1000m以内で宅地の面積の割合が40%以上の区域にある農地に該当します。農用地区域外、第2種農地です。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。転用の目的、露天資材置場。〇〇地域の倉庫が河川拡張工事にかかったため、〇〇地域の資材置場を拡張するものです。農地法の運用について10ha以上の一団の農地、敷地拡張に該当します。農用地区域外、第1種農地。審議の程、よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、歯科診療所、現診療所が老朽化したため移転するものです。用途地域は、第1種住居地域、農地法の運用について用途地域が定められている農地に該当します。都市計画用途地域内、第3種農地です。審議の程よろしくをお願いします。

議長 契約並びに汚水、雨水の処理をお願いします。

11番 (手島委員) 契約は賃貸借、雨水は、既設の側溝に流します。

議長 下水は通っていますか。事務局。

事務局 (水落) 公共下水が通っております。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番

(伊藤委員) 審議番号4番について説明します。契約は売買です。露天資材置場への転用です。現在大工をしているが資材置場がないため、自宅の前の農地を購入し資材置場として整備するものです。農地の現況は畑で、道路と同じ高さですので埋立の必要はありません。用水関係につきましては、地元の水利関係の承諾もいただいております。農地法の運用について10ha以上の一団の農地、(集落接続)に該当します。農用地区域外、第1種農地。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長

なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長

異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番

(伊藤委員) 審議番号5番について説明します。契約は売買です。転用の目的、露天駐車場、転用理由は、現在、借地にてトラックを駐車しているものの手狭なため、土地を購入して露天駐車場として利用するもので事務所等の建設は無いと聞いております。水利承諾についても地元の区長さんから承諾をいただいております。農地法の運用について、高速道の出入口から300m以内の農地に該当。農用地区域外、第3種農地です。ご審議の程よろしく願いします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長

なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長

異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

(寺岡) 審議番号1番から2番は、推進機構からの買い入れです。審議番号3番から6番については、推進機構への売渡です。以上、1番から6番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは、議案第6号、審議番号1番から審議番号6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(なし)と呼ぶ者あり)。

議 長

ないようですので、議案第6号、審議番号1番から審議番号6番まで、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。
次に、18頁、議案第7号「非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。19頁まで4件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号1番について説明いたします。申請土地については、平成元年に住宅を建てたときに、隣接地の地目の変更をしていなかったとのことで、30年以上非農地であります。農地の概要としまして、都市計画用途地域内、第3種農地です。区会長、隣接者の証明もとっております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 他に、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明いたします。昭和59年に交換分合して住宅を建てられ60年からの宅地となっておりますが地目の変更をしていなかったものです。農地の概要としまして、都市計画用途地域内、第3種農地です。区会長、隣接者の証明もとっております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 他に、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。
(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議 長 (後藤会長) 議長を交代しました。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番 (手島委員) 農地の概要としまして、農用地区域外、第2種農地です。現状は、先ほどビデオにて見ていただいたとおりです。山林でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 推進委員の補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 他に、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 ないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次の審議番号4番については、災害復旧事業の関係でもありますので事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 19頁になります。審議番号4番です。平成29年九州北部豪雨災害復旧に伴い、県が施行する治山事業の対象地になっており復旧事業の一部に該当するとの事で非農地の申請がでております。
- 議 長 事務局の説明はおわかりました。担当委員の補足説明はございませんか。17番樋口委員。
17番 (樋口委員) 別にありません。
- 議 長 推進委員の補足説明はございませんか。
議 長 («なし」と呼ぶ者あり)。
議 長 ないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
事務局 (松尾) 議長。事務局です。9頁の保留して頂いておりました、議案第3号の3条申請、審議番号2番について説明させていただきます。
- 議 長 どうぞ。
事務局 (松尾) 申請者の母親と譲渡し人は、中学校の同級生でありまた、申請人と同じ会社で働いていた事があり、譲渡し人より農地を処分したいとの相談があったそうです。農業機械については、主に噴霧器を持ってきますとのことで、イチジクについては、「とよみつひめ」を作る考えは無く、申請地の作物は、自分で経営している旅館や食堂にて提供したいとの事です。家族にて営農をしていきたいという事でした。以上、説明を終わります。
- 議 長 事務局の説明はおわかりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
議 長 («異議なし」と呼ぶ者あり)。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:15)